

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【公開番号】特開2005-255977(P2005-255977A)

【公開日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-037

【出願番号】特願2004-343721(P2004-343721)

【国際特許分類】

C 10M 169/02	(2006.01)
C 10M 115/08	(2006.01)
C 10M 117/02	(2006.01)
C 10M 117/04	(2006.01)
C 10M 125/04	(2006.01)
C 10M 125/10	(2006.01)
C 10M 125/22	(2006.01)
F 16C 19/26	(2006.01)
F 16C 33/66	(2006.01)
C 10N 10/02	(2006.01)
C 10N 10/10	(2006.01)
C 10N 20/06	(2006.01)
C 10N 30/06	(2006.01)
C 10N 40/02	(2006.01)
C 10N 50/10	(2006.01)

【F I】

C 10M 169/02	
C 10M 115/08	
C 10M 117/02	
C 10M 117/04	
C 10M 125/04	
C 10M 125/10	
C 10M 125/22	
F 16C 19/26	
F 16C 33/66	Z
C 10N 10/02	
C 10N 10/10	
C 10N 20/06	Z
C 10N 30/06	
C 10N 40/02	
C 10N 50/10	

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月3日(2008.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

増ちょう剤と基油を含むグリース組成物に、該グリース組成物全体に対して、無機ビスマス系添加物 0.01 ~ 15 重量 %を添加してなるグリース組成物であって、

前記増ちょう剤は、ウレア系化合物およびリチウム石けんから選ばれる少なくとも 1 つの化合物であり、

前記基油は、ポリ- -オレフィン油、鉛油、エステル油およびエーテル油から選ばれる少なくとも 1 つの油であることを特徴とするグリース組成物。

【請求項 2】

前記無機ビスマス系添加物は、グリース組成物全体に対して、無機ビスマス系添加物 1 ~ 15 重量 %を添加したことを特徴とする請求項 1 記載のグリース組成物。

【請求項 3】

前記無機ビスマス系添加物は、ビスマス粉末、硫酸ビスマスおよび三酸化ビスマスから選ばれた少なくとも 1 つの物質であることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載のグリース組成物。

【請求項 4】

内輪および外輪と、この内輪および外輪間に介在する複数の転動体とを備え、この転動体の周囲にグリース組成物を封入してなる転がり軸受であって、前記グリース組成物は請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか 1 項記載のグリース組成物であることを特徴とする転がり軸受。

【請求項 5】

前記転がり軸受が、ころ軸受であることを特徴とする請求項 4 記載の転がり軸受。